

郵送が可能な届出書、報告書の一覧表

<p>建築基準法 国様式</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事完了届（法第 87 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 7 条第 1 項） <b>※用途変更完了届</b></li> <li>・ 定期調査報告書（法第 12 条第 1 項）</li> <li>・ 定期検査報告書（法第 12 条第 3 項）</li> <li>・ 安全上の措置等に関する計画届（法第 90 条の 3）</li> </ul> <p>☆市町経由が必要な下記の 2 つの届出については、市町経由の後、送付してください。（持参も可）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事届（法第 15 条 1 項）</li> <li>・ 除却届（法第 15 条 1 項）</li> </ul>
<p>建築基準法 県様式</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法施行細則第 3 条（第 4 条）の規定による届出書 <b>※施工者等変更届出書</b></li> <li>・ 軽微な変更届出書</li> <li>・ 鉄骨溶接工事作業計画書</li> <li>・ 鉄骨工事報告書</li> <li>・ コンクリート工事施工計画書</li> <li>・ コンクリート工事報告書</li> <li>・ 工程報告書</li> </ul>
<p>建築士法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務報告書（規則第 20 条の 3 関係）</li> </ul> <p><b>※県内どこからでも「土木部建築課審査指導班」へ郵送可能です。</b></p> <p>※電子メールでの受付も行っています。</p>
<p>建築物省エネ法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画届出書（法第 19 条第 1 項前段）</li> </ul> <p><b>※省エネ適合性判定については証紙の貼付けが必要なことから、現時点では対象としません。</b></p>
<p>建設リサイクル法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出書（法第 10 条 1 項） <b>※建築部局が窓口となっているものに限り。</b></li> </ul> <p>なお、建設リサイクル法の届出については、<b>電子申請</b>を開始しております。</p> <p> <b><u>【長崎県電子申請システム：建築リサイクル法届出書(建築物にかかるもの)】</u></b></p> <p>☆建設リサイクル法による「<b>通知</b>」については、すでに電子申請(メール)へ移行しています。</p>
<p>福祉のまちづくり条例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定生活関連施設新築等届出書（条例第 16 条第 1 項）</li> <li>・ 特定生活関連施設新築等報告書（条例第 18 条第 1 項）</li> <li>・ 工事完了届出（条例第 17 条）</li> </ul> <p>☆市町経由の後、送付してください。（持参も可）</p>
<p>景観法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出書（法第 16 条第 1 項）</li> </ul>